

いじめ防止等対策について

令和元年9月17日（火）
仙台市立 中学校

郡 和子仙台市長(4月10日)

- 『子どもたちをいじめから守る**大人の本気度**が問われている』
- 『重大事態に至る手前で踏みとどまれるよう、大人が**感度を上げて**、子どもたちの**変化に気付く**ことが重要だ』
- 『観察眼と洞察力を持って、子どもたちの**本当の気持ち**をすくい上げてほしい』

2

仙台市いじめの防止等に関する条例(4月1日施行)の概要

いじめは、子どもの**教育を受ける権利**や、愛され、保護され、心身の健やかな成長を保障されるという**子どもの持つ権利を侵害**し、その**人格の形成に影響**を与えるのみならず、**心身に重大な危険**を生じさせるおそれがある**決して許されない行為**である。

「先生はいじめを絶対にゆるさない、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す」

3

仙台市いじめの防止等に関する条例(4月1日施行)の概要

市や学校、家庭、地域社会は、子どもの尊厳を脅かすいじめが、**いつでも、どこでも、いずれの子どもにも起こり得る**ものであるとの共通の理解をもって、いじめの問題に**真摯**に向き合い、ともに**連携**を図りながら、将来にわたっていじめの防止等の取組を**確実に推進**していく必要がある。

生徒の変化等を見逃さないようアンテナの感度を高く保つ

4

仙台市いじめの防止等に関する条例(4月1日施行)の概要

このような認識のもと、本市は、社会全体で子どもたちを**いじめから守る意識**を醸成し、未来を創るかけがえのない子どもたちがいじめによって**悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長**することができるまちを実現することを決意し、この条例を制定する。

誰にとっても
「安心、安全で、いごちのいい学校」へ

5

仙台市いじめの防止等に関する条例(4月1日施行)の概要

1. 目的(1条)

- 市、保護者、地域住民その他の主体の**責務**を明らかにする
- いじめの防止等のための**対策を総合的かつ効果的**に推進する

6

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

2. 定義(2条)

- 当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う**心理的**又は**物理的**な影響を与える行為(**インターネット**を通じて行われるものを含む)
- 当該行為の対象となった生徒が**心身の苦痛**を感じているもの

7

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

4. いじめの禁止及び生徒の心構え(4条)

- 生徒は、いじめを**行ってはならない**。
- 生徒は、**自己を大切に**するとともに、**他者を思いやる**よう務めるものとする。

8

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

5. 責務(5～9条)

【学校及び教職員】

- 保護者、地域住民、関係機関との**連携**を図りつつ、学校全体でいじめの**防止**及び**早期発見**に取り組む。
- 生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、**適切**かつ**迅速**にこれに**対処**する。

9

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

5. 責務(5～9条)

【保護者】

- 子の教育について**第一義的責任**があり、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、**規範意識**を養うための**指導等**を行うよう努めるものとする。
- 市が実施するいじめの防止等のための施策に**協力**するよう努めるものとする。

10

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

5. 責務(5～9条)

【地域住民】

- 地域において生徒の**健全な育成**を図ることができる**環境づくり**に努めるものとする。
- 市が実施するいじめの防止等のための施策に**協力**するよう努めるものとする。

11

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

6. いじめ防止基本方針(10・11条)

【学校いじめ防止基本方針】

- 基本方針を定め、又は変更しようとするときは、**生徒**、**保護者**、**地域住民**その他の**関係者の意見を聴く機会**を設けるものとする。
- 基本方針を定め、又は変更したときは、全ての教職員、生徒、保護者、地域住民その他の関係者に**周知**するものとする。

12

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

7. いじめの防止(12～18条)

【学校】

- 生徒と保護者に対し、いじめの防止等に関する**理解を深めるための啓発等**を行うものとする。
- 特に配慮が必要な生徒について、**保護者との連携**の下、必要に応じて**関係機関と連携**を図りつつ、いじめの防止等**対策**を講ずるものとする。

13

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

7. いじめの防止(12～18条)

【教職員】

- 生徒の**自己有用感**及び**自己肯定感**を高めるように**配慮**するものとする。
- 体罰**や**不適切な指導**(**人間性**又は**人格の尊厳**を損ね、又は**否定**する言動を伴う指導)を行ってはならない。

14

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

7. いじめの防止(12～18条)

【保護者等】

- 生徒に対し、**虐待**をしてはならない。
- 言動**が生徒の心身に与える**影響**に**配慮**し、心身の**調和**のとれた**発達**を図るよう努めるものとする。
- 生徒を**地域**における活動及び行事に**参加**させるよう努めるとともに、**協力**するよう努めるものとする。

15

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

8. いじめの早期発見(19条)

- 生徒に対するいじめに関する**定期的な調査等**必要な措置を講ずるものとする。
- 生徒、保護者、教職員がいじめに係る**相談**を行うことができる**体制**を整備するものとする。

16

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

9. いじめへの対処(20～24条)

- いじめがあったことが確認された場合には、いじめを**やめさせ**、いじめを受けた**生徒**やその**保護者**に対する**支援**や、いじめを行った生徒に対する**指導等**を組織的かつ継続的に行うものとする。
- いじめの事案に関する**生徒**やその**保護者**との**共通の理解**の下に行われるよう配慮するものとする。

17

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

10. 重大事態への対処(25～27条)

【基本原則】

- 重大事態が発生したときは、生徒の**生命**、**心身**、**財産**の**保護**を最も**優先**して対処しなければならない。

※生命、心身又は財産に重大な被害

相当の期間学校を欠席

【学校対処方針】

18

担任・学年等の教員としての 役割例

- ルールとリレーションのある集団作り
- 子供の変化やサインのキャッチと校内での情報共有
- 子供からの相談に対する、気持ちに寄り添った丁寧な対応
- 保護者からの相談に対する誠意をもった対応と、管理職を含めた校内での共有

19

担任・学年等の教員としての 役割例

- いじめを認知した際の、学年、いじめ対策担当教諭、管理職等への速やかな情報共有
- 引き継ぎやいじめ事案、悩みの相談等の確実な記録とアンケート等を含めた適切な管理
- いじめ事案への、学校の対応方針に基づいた聴き取り、保護者連絡、指導等の確実な対応 など

20